

小城市立小城保育園運営事業者募集要項

1 概 要

小城市では、持続可能な財政運営の推進の手立てとして民間活力の導入を図るものとしており、小城市立幼稚園・保育園の再編計画の中で、公立の園の民営化等の再編成を基本方針に定めている。

小城市立小城保育園（以下「小城保育園」という。）の民営化については、令和9年度に民間事業者へ移管することとしている。

運営事業者の選定にあたっては、小城保育園の運営を継承していくとともに、常に保護者の意見を聞きながら、子どものことを最優先に考え、かつ質の高い安定した保育サービスを提供できる事業者に託すべく、プロポーザル（企画・提案）方式で、優れた提案を行った者を選定するものとする。

認可保育所等の開設・運営に関しては、この募集要項に定める事項を遵守することを条件とする。

2 移管予定保育園

施設名	小城市立小城保育園
所在地	小城市小城町畑田 44 番地
開設年月日	昭和 46 年 4 月 1 日（開設当時は桜岡保育園）
利用定員	117 名
入所児童	82 名（令和 7 年 3 月 1 日時点）
延べ床面積	744,27 m ²
敷地面積	4,153,87 m ² （駐車場含む）
建設年	昭和 52 年 3 月 現園舎建築
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て
駐車場	園舎北側 11 台、園舎東駐車場 25 台

※施設の図面等は、希望者に配布

3 移管年月日

令和 9 年 4 月 1 日 予定

ただし、運営事業者決定後に、保育所等の円滑な運営が見込めない重大な事態が発生した場合には、小城保育園の保護者と話し合い、スケジュールの変更と対応策を講じるなど問題を解決したうえで、移管の時期を決定する。

4 財産等の取扱い

- ① 小城保育園の所管する市有地は、保育事業以外の目的に使用することはできない。園舎の建て替えや改築等を行う際は、着工前に事前購入とする。ただし、購入するまでは、原則、無償貸与とする。
- ② 小城保育園の所管する建物、設備及び保育用備品等（以下「建物等」という。）は譲渡契約による無償譲渡とする。なお、現状有姿での引き渡しとする。ただし、贈答品、記念品等については、市及び保護者関係者と協議するものとする。譲渡した建物等の隠れた瑕疵について、移管後発見された場合、小城市は一切の責を負わない。
- ③ 移管を受けた建物等については、所有権登記後、直ちに法人の基本財産に編入することとする。
- ④ 小城保育園から移管を受けたすべてのものに係る、移管の際に生ずる費用及び維持管理については、移管事業者が責任をもって自己負担でおこなうものとする。

5 応募資格

運営事業者の選定にあたっては、以下の全ての条件を満たし、質の高い安定した保育サービスを提供できる法人に託すものとする。

- ① 佐賀県内で自ら認可保育所等を現に運営している法人（若しくは移管時期までに法人設立見込みの者）で認可保育所等の運営経験が5年以上の者
- ② 民営化後、小城保育園の運営管理を円滑かつ安定して実施できる者
- ③ 移管後、概ね5年を目途に「幼保連携型認定こども園」又は「保育所型認定こども園」への事業変更及び現所在地での園舎の建て替えを計画し、実施することができる者
- ④ 利用定員に応じた認可保育所等を安定して運営できると認められる者で、子ども・子育て支援法、児童福祉法を遵守し、設備及び運営に関する各基準等に適合した運営により、「小城市立保育園・幼稚園の民営化ガイドライン」に定める条件を満たすことができる者
- ⑤ 国・県・市の関係法令等を遵守し、「保育所保育指針」及び「認定こども園教育・保育要領」による保育等を実施できる者
- ⑥ 運営法人又は運営法人が運営する教育・保育施設において、過去3年間において、法令に基づく改善命令等の処分を受けていない、また、直

近に実施された官公庁の監査、指導検査等において重大な指摘を受けていないこと。

- ⑦ 小城市暴力団排除条例（平成24年小城市条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- ⑧ 国税及び地方税を滞納していないこと。

6 民営化後の運営に関する条件等

（1）開所及び保育時間

- ① 原則、7時30分から18時30分の11時間を通常開所時間とし、8時00分から16時00分までを保育短時間の利用時間とすること。
- ② 保育標準時間利用児にかかる18時30分から19時までの延長保育、保育短時間利用児にかかる7時30分から8時、16時から19時までの延長保育を実施すること。

（2）在園児の引継ぎ

小城保育園に在園している児童を継承し保育すること。

（3）利用定員：117人（現在と同数）

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
利用定員	10	17	19	19	26	26

（4）特別保育及び多様なニーズに対応した保育の実施

- ① 保育所等に入所していない児童について、一時的に家庭での保育が困難になったときの一時保育の実施に努力すること。
- ② 保育所等に入所していない児童について、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に努力すること。
- ③ 障がい児保育、医療的ケア児保育、病児保育、特別支援教育に努力すること。

（5）職員の配置

- ① 児童数に応じた職員配置基準（最低基準）を準拠し、加えて障がい児保育、医療的ケア児保育、病児保育、特別支援教育等に配慮した職員等を確保すること。
- ② 質の高い職員を確保し、保育環境の維持向上が図られるよう、年齢や

経験年数を考慮したバランスのとれた配置を行うとともに、以下の要件を満たすこと。

〔園長〕

・園長予定者は他の施設と兼務しない専任の者として、1日の勤務時間がおおむね8時間で1箇月の勤務日数が20日以上の職員とし、特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設（認可外保育施設含む）（以下「特定教育・保育施設等」という。）で園長、副園長、教頭、主幹保育教諭及び主任保育士に相当する経験があること。

〔副園長、主任保育士〕

・現に保育士の資格を有し、特定教育・保育施設等で保育教諭、保育士又は幼稚園教諭として経験を有し園長を補佐する能力を有する者であること。

〔保育士〕

- ・現に保育士の資格を有し、特定教育・保育施設等で保育士等又は幼稚園教諭としての経験年数が5年以上の者、又はこれと同等以上の能力を有する者を1/3以上配置することまた、正規職員割合を6割以上とすること。
- ・クラス担任の保育士は、正規職員と常勤職員を基本とすること。

〔調理員〕

- ・給食調理員は、栄養士、管理栄養士又は調理師の資格を有する正規職員を含む、2名以上の職員を配置すること。

〔職員全般〕

- ・移行する小城保育園に勤務していた職員(会計年度任用職員)については、在園児が慣れているため、雇用を希望する場合、積極的に採用すること。
- ・保育士等、保健師、看護師及び准看護師の配置については、児童福祉法、児童福祉施設最低基準または就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の関連法令に適合した配置をすること。

（参考）令和7年3月の小城保育園の利用状況（単位：人）

年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
利用定員	10	17	19	19	26	26	117
利用児童数	6	12	12	17	16	19	82

（6）利用者負担

保護者に負担を求める場合は、事前に市に相談を行い、保護者の意見を求め

た上で実施すること。

(7) 苦情処理の仕組みの整備・対応

苦情解決責任者、苦情受付担当者、及び第三者委員2名以上の設置を行ない、適切な処理を行なうこと。

(8) 給食の提供

① 出来るだけ地元産品を利用して園で調理し、市が推進する食育活動に積極的に取り組むこと。

② アレルギー対応の必要な児童にかかる食の提供については、保護者と協議を行ない適切に実施すること。

(9) 地域子育て支援事業

地域の子育てに悩む保護者の相談事業や子育てサークル事業等にできるだけ取り組むこと。

(10) 保育運営の引継ぎ

① 児童福祉の理念・公共性・公益性を持ち、本市における教育・保育行政に積極的に協力する運営事業者であるとともに、自ら保育所等運営を行うこと(運営を他者に委託することを禁止)。

② 小城保育園を民営化することによる園児への影響を最小限に緩和するため、小城保育園の保育目標を十分に理解し「小城保育園で大事にしていること」(別紙)を尊重し、具体的な運営に役立てるとともに、事業活動に盛り込むこと。

(11) 共同保育の実施

① 円滑な引継ぎを行うため小城保育園と運営事業者の情報交換が円滑にでき、また小城保育園の保育内容を新設園に継承することができるように、令和9年1月から3月の3か月間、法人から保育士等及びその他の職員を現在の小城保育園に勤務させ、小城保育園の職員との共同保育を実施すること。

② 共同保育にかかる人件費相当額は、実施実績に応じて小城市の予算の範囲内で後日、法人に対し支払う。

(12) 引継ぎ保育の実施

① 移管後の一定期間、園児と保護者の安定を図るための引継ぎ保育を実施し小城保育園の職員2人が新設園に通勤し、助言等を行う

② 引継ぎ保育を行うために配置された市職員は、クラス担任を行なうことはできない。

③ 勤務時間は最大 7 時間 45 分(休憩 1 時間)とする。

④ 引き継ぎ保育に係る人件費は市負担とする。

(13) 三者協議会の開催

① 運営事業者に決定後、小城保育園の保護者との信頼関係を築き、円滑な移行を図る取り組みとして、保護者の心情に配慮した丁寧な説明と協議を行なうため、保護者・運営事業者・市との三者協議を行うこと。

② 民営化後も当面の間、当協議会を存続すること。

(14) 保護者説明及び保育見学会

① 保護者の不安解消を図るため、保護者説明会や個別相談、保育参観を実施すること。

② 民営化の準備、進行にあわせ適宜、話し合いや情報提供を行うこと。

(15) 第三者評価の受審

民営化後の園運営における課題を把握し、質の向上へ向けて取り組むための支援を目的とした市主催の第三者評価を受審すること。

(16) その他

① 既に運営している保育所等がある場合は、その園に移管日前に在園している園児や保護者に不安を抱かせることがあってはならない。

② 保育士等の人事異動に際しては、短期間での異動を避けるなど、子どもへの影響に配慮すること。

③ 市内の公立私立全ての園で構成する「小城市幼児教育・保育ネットワーク」に参加し、職員研修などへの参加に努め、幼保小連携や地域との連携を図ること。

④ 運営事業者に決定後は、保護者会との話し合いに参加するとともに、保育内容の継承を目的に、小城保育園の行事等に積極的に参加すること。

7 応募方法

(1) 応募方法

申込書(別紙 1)に、(別紙 2)の書類を添付(様式は自由)し、簡易書留で郵送(令和 7 年 9 月 30 日必着)又は持参すること。

なお、提出にかかる費用は、応募法人の負担とし、提出された書類は返却しない。

(2) 応募締切

令和7年9月30日（火）午後3時 【必着】

※提出期限経過後の提出書類の変更や追加は受け付けない。

(3) 提出書類の部数と編さん方法

提出部数は、正本1部（法人名記載）、副本7部（法人名記載なし）の合計8部とし、あわせて電子データ(pdf可)を提出すること。

提出書類は、A4縦型バインダーで1冊に閉じるとともに、正本のみ当該バインダーに応募法人の名称を明記すること。

書類の種類ごとに表紙を付けて各書類の名称を明記するとともに、当該表紙に「提出書類一覧」（別紙2）の書類番号を表示したインデックスを貼付すること。

提出された書類は選考の審査以外には利用しない。

追加資料を求めることもある。

(4) 応募先

〒845-8511 小城市三日月町長神田2312番地2

小城市教育委員会 保育幼稚園課

Tel 0952-37-6109（直通） Fax 0952-37-6162

Mail hoikuyouchien@city.ogi.lg.jp

8 応募予定申込

応募予定者は、別紙4により応募予定届を8月8日（金）午後4時までに、持参またはメールで保育幼稚園課（応募先と同じ）に提出し、8月18日（月）に小城保育園で開催する説明会に参加すること。

メールで提出する場合は、メール送付後電話にて連絡をすること。

9 募集についての説明会及び小城保育園見学会

・日 時 令和7年8月18日（月）午前9時30分～11時30分

・説明会 会場 ○小城市立小城保育園（説明会・見学会）

小城市小城町畑田44番地 電話0952-72-4307

10 応募に関する質問等

質問は、応募予定届を提出し、説明会に参加したものに限り。

「応募に関する質問票」（別紙3）に要旨を簡潔にまとめて記入の上、電子メールで保育幼稚園課（応募先と同じ）に送付し、メール送付後、電話にて

質問票を送付した旨、連絡をすること。

◇質問締切 令和7年8月22日（金）午後4時

※口頭での質問は受け付けない。

※質問については、公平性を確保する為、他の応募予定者へも質問内容及び回答を提供するものとし、HPにも公表する。

11 選定方法・スケジュール

小城市立小城保育園の民間移管に関する選考委員会による採点結果を踏まえ、小城市長が移管先法人を決定する。

～ スケジュール ～

- 【7月上旬】 運営事業者募集開始
- 【8月8日】 応募予定届（別紙4）提出締切
- 【8月18日】 募集要項説明会及び小城保育園見学会
（応募予定届の提出者へ、案内文書を送付）
- 【8月22日】 応募予定事業者からの質問・相談受付締切
- 【8月29日】 応募予定事業者全てに、質問・相談への回答
- 【9月30日】 応募申込書提出締切
小城市教育委員会保育幼稚園課【必着】
- 【10月中旬】 選考委員会へのプレゼンテーションとヒアリング
選考委員会による最終審査
- 【10月末】 採点結果を市長へ報告 市長による移管先決定

12 応募事業者の選考条件

複数事業者の応募がなければ選考の審査を行なわない。

また、複数事業者の応募があっても、選考委員会による審査の結果、提案する事項がいずれも合格点に達しない場合は、募集要項等の見直しを図り再度公募を行なう。

13 選定審査結果の公表

決定した運営事業者のみ名称等を公表する。

なお、応募者からの提出書類については、運営事業者の選定に関する業務以外の目的には使用しない。

14 施設整備等補助

民営化後、保育所等の整備などに補助を希望する場合は、移管後の財政状況を確認したうえで、国・県の保育所等整備補助金の交付対象に採択されたときには、小城市の予算の範囲内において補助金を交付する。

別紙 1

令和 年 月 日

小城市長 様

所在地

法人名

代表者名

印

小城市立小城保育園運営事業者応募申込書

標記の件について、小城市立小城保育園運営事業者募集要項に基づき、下記の書類を添えて応募します。

記

1 法人に関する書類等

別紙 2 書類一式

[担当者連絡先]

法人所在地

法人名

職・氏名

電話番号

FAX 番号

Email

別紙2 提出書類

A 保育所運営に関する書類

<今後の保育内容の計画>

- 1) 応募にあたっての考え
- 2) 保育所等運営にあたっての基本となる保育理念、運営方針、保育目標
- 3) 保育所保育指針に基づく保育課程および年間指導計画
- 4) 職員配置の考え方、職員配置および勤務体制の計画等の考え方
 - ①採用方法
 - ②資格
 - ③経験年数
 - ④雇用形態
 - ⑤配置ローテーション体制
 - ⑥賃金体系
 - ⑦健康管理
- 5) 一日の保育の流れと一年間の行事計画
- 6) 事故発生時の対応マニュアル、地震・火災等に備えた防災計画、安全管理計画
- 7) 健康管理や衛生管理に対する考え方
- 8) 障がいがある児童の保育についての理念、実施内容、職員配置等（経験者の人数、経験の内容を含む）の考え方
- 9) 延長保育の理念、実施内容、職員配置等の考え方
- 10) 乳幼児虐待への対応の考え方
- 11) 保護者対応、連携及び保育見学会などの考え方
- 12) 地域とのかかわり方についての考え方
- 13) 苦情解決に対する考え方
- 14) 保護者会とのかかわり方
- 15) 給食に対する考え方（アレルギー対応食を含む）
- 16) 保育士の人材確保、採用計画の考え方
- 17) 職員の育成に対する考え方・研修計画等
- 18) 共同保育の考え方
- 19) 引き継ぎ保育の考え方
- 20) 実費負担（制服及びカバン他、各種費用等）の内容や想定する金額について
- 21) 保育所等運営にあたって事業者独自の自主事業やその特色について
- 22) 運営事業者としてのサポート体制について（経営・運営・全般）
- 23) 受託業務の遂行が困難となったときの履行保証に関する考え方、及び具体的対応策

B 事業者に関する書類

<これまでの法人の実績>

(既設法人は下記の書類又は下記に相当する書類、法人設立予定者は設立届(案)等の書類を提出)

- 1) 登記簿謄本(原本)
- 2) 定款(最新のもの)
- 3) 納税証明書(過去2年分) ※納税があった法人
- 4) 不動産所有・借用状況(令和7年7月1日現在)
- 5) 預貯金残高証明書(令和7年7月1日日現在)
- 6) 予算書(令和6年度・令和7年度)
- 7) 決算書(令和5年度・令和6年度)
- 8) 会計に関する経理規程(令和7年4月現在)
- 9) 事業計画書(令和6年度・令和7年度)
- 10) 事業報告書(令和5年度・令和6年度)
- 11) 法人の事業経歴・概要
- 12) 役員・評議員の構成名簿
- 13) 法人代表者の履歴又は経歴がわかるもの
- 14) 法人就業規則、非常勤就業規則、給与規則
- 15) 佐賀県保育所指導監査結果(直近2回分:社会福祉法人指導監査等)
- 16) 園規則
- 17) 令和7年度保育課程
- 18) 令和7年度の「年間指導計画(クラス別)」及び令和7年度4月の「月の指導計画(クラス別)」
- 19) 令和7年度職員会議年間実績表(日時、議題の入ったもの)及び令和7年4月の職員会議録
- 20) 令和7年6月のうち1週間分の園日誌
- 21) 令和7年6月のうち1週間分の0歳児と5歳児の保育日誌
- 22) 令和7年度の年間保健計画、実績、及び保健だより
- 23) 年間保護者会計画及び実績
- 24) 職員研修計画・実施・参加状況
- 25) 職員勤務ローテーション表
- 26) 園だより、クラスだより、家庭向け情報提供書類(各1部)、連絡表
- 27) 防災計画・消防計画、避難訓練実施記録(直近1回分)、消防署立入検査

記録、防犯計画

- 28) 献立表（離乳食用・乳児食、幼児用・アレルギー児用、各令和元年6月分）
- 29) 保育所のしおり・パンフレット
- 30) 各種対応マニュアル（虐待対応、与薬、アレルギー対応 等）
- 31) 自己評価結果、第三者評価結果（実施している場合）

別紙 3

あて先：小城市教育委員会保育幼稚園課 行

Mail hoikuyouchien@city.ogi.lg.jp

応募に関する質問票

事業者名：_____

担当者：_____

TEL：_____

FAX：_____

E-mail：_____

質問内容

別紙 4

令和 年 月 日

小城市長 様

所在地

法人名

代表者名

印

小城市立小城保育園運営事業者応募予定届

令和7年度に募集される小城市立小城保育園運営事業者として、応募予定であり、募集及び現地説明会に出席することを届け出ます。

記

[担当者連絡先]

園 名

住 所

所属・職名

氏 名

電話番号

FAX 番号

Email

※書類送付先の住所等を記載して下さい。